

令和 4年 3月15日

八戸市福祉部高齢福祉課

介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の委託連携加算算定について

八戸市における介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の委託連携加算の取扱いは以下のとおりです。

※ 本加算の具体的な基準については、厚生労働省からの見解が示されていないことから、他の保険者の取扱いも参考に、八戸市で独自で設定したものであり、保険者により相違がある場合があります。

※ 今後、厚生労働省から発出される通知により取扱いに変更が生じる場合がありますのでご留意ください。

【算定できる例】

1 居宅介護支援センター（委託先）の変更

担当する高齢者支援センターは変わらず、委託先の居宅介護支援事業所が変わった場合（「プラン作成」については、軽微な変更でも可。ただし、利用者の状況を勘案し、プランの見直しの必要性について検討すること。）

2 高齢者支援センター（委託元）の変更

転居等により、担当する高齢者支援センターが変更する場合（初回加算と併算定可）

3 要介護 → 要支援 の要介護認定区分変更

認定有効期間が満了した翌月から、要支援者として予防給付又は総合事業のサービスを利用した場合

【算定できない例】

1 2か月以上介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）費の算定なし

既に、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下、介護予防支援等）で委託連携加算を算定、その後、2か月以上介護予防支援費等を算定せずに、介護予防支援等を開始した場合（初回加算は算定可）

2 介護予防支援（要支援） → 介護予防ケアマネジメント（事業対象者）

介護予防サービスの利用を終了し総合事業のサービスのみの利用となった場合

3 介護予防ケアマネジメント（事業対象者） → 介護予防支援（要支援）

事業対象者が要支援認定を受けて、介護予防サービスを利用した場合

その他（Q & A）

○「委託した日の属する月」

問 留意事項通知では、算定月について、「委託を開始した日の属する月に限り」とあるが、予防支援事業所が居宅介護支援事業所と委託契約を締結した翌月に計画及びサービス開始となる場合が多い。この場合の算定は契約月ではなくサービス提供開始月としてよいか。

答 「当該委託を開始した日」とは、委託契約の締結日ではなく、委託内容である介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを開始した（サービスを利用開始した）日の属する月とする。

よって、令和3年3月に委託契約を締結した場合であっても、支援及びサービス提供開始日が4月1日以降であれば、当該加算を算定できる。

○「当該利用者に係る必要な情報」

問 プラン原案について支援センターで確認しているが、その際情報提供及び助言等を行った場合についても、算定要件を満たしたものとして取り扱ってよいか。

答 当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成「等」に協力した場合は、算定可能である。

○「情報提供請求を居宅介護支援事業所が行った場合」

問 委託連携加算の要件、保険者に対する主治医意見書や認定調査票の情報提供請求を委託先の居宅介護支援事業所が行った場合は算定できないのか。

答 留意事項通知においては、当該利用者に係る必要な情報について、具体的に例示していないことから、情報提供請求を委託先の居宅介護支援事業所が行う場合であっても、前記以外の当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、算定可能である。